

銃砲刀剣類等の事務処理に関する訓令

〔昭和54年1月25日〕
〔石川県警察本部訓令第1号〕

改正 昭和56年2月4日警察本部訓令第2号
昭和57年8月25日警察本部訓令第16号
平成4年2月25日警察本部訓令第2号
平成12年3月23日警察本部訓令第7号
平成18年9月7日警察本部訓令第19号

銃砲刀剣類等の事務処理に関する訓令を次のように定める。

銃砲刀剣類等の事務処理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「法」という。）銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号、以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号、以下「規則」という。）指定射撃場の指定に関する総理府令（昭和37年総理府令第46号、以下「総理府令」という。）及び石川県警察関係手数料条例（平成12年条例第27号、以下「条例」という。）に基づく事務のうち、警察署長（以下「署長」という。）が行う事務並びに石川県公安委員会事務専決規定（昭和39年石川県公委規程第1号）及び石川県警察における事務の専決に関する訓令（昭和39年警察本部訓令第2号）により署長が行う専決事務の処理要領を定めるものとする。

(申請書及び届出書等の提出部数)

第2条 規則第1条第2項に定める申請書及び届出書等の提出を受ける部数は、規則各本条に規定する部数とする。

(許可・認定証の有効期間)

第3条 銃砲刀剣類の所持許可及び教習資格認定証並びに練習資格認定証の有効期間は法に定めるもののほか、令第4条、第6条及び第6条の3の規定により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項第4号に定める射撃競技用けん銃又は空気けん銃については2年
- (2) 法第4条第1項第8号又は第9号に定める銃砲刀剣類の所持許可については、その用途に係る催しの期間を考慮して1年を超えない範囲で必要な期間を定める。
- (3) 法第6条に定める国際競技に参加する外国人の競技用銃砲刀剣類については60日。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）第2条の2第3項に基づく申請者の在留期間が60日に満たない場合は、在留期間の最終日までとし、規則に定める手続により許可の期間を延長することが出来る。この場合、延長された期間を通算した許可の期間は入管法に基づく当該外国人の在留期間を超えないこと。

- (4) 法第9条の5第2項に定める教習資格認定証については3月
- (5) 法第9条の10第3項に定める練習資格認定証については技能検定合格証明書又は教習修了証明書の有効期限とする。

(届出の受理及び証明書の交付)

第4条 署長は、次の各号に定める届出書の提出があったときは、所定事項の記載の有無を確かめて受理し、当該届出書1通を警察本部長(以下「本部長」という。)に申達しなければならない。

- (1) 規則第2条第1項、第2項又は第4項の規定による銃砲刀剣類の製造等に関する届出書
- (2) 規則第2条の2第1項又は同条第3項において準用する規則第3条第4項の規定による人命救助等に従事する者届出書
- (3) 規則第3条第1項又は同条第4項の規定による使用人届出書
- (4) 規則第16条の4第1項、第2項又は第4項の規定による準空気銃製造等に関する届出書
- (5) 規則第17条の2第2項、第3項又は第5項の規定による模造けん銃製造等届出書
- (6) 規則第17条の3第2項において準用する規則第17条の2第2項、第3項又は第5項の規定による模擬銃器製造等届出書

2 署長は、前項第2号若しくは第3号の届出書を受理したときは、人命救助等に従事する者届出済書(以下「従事者証明書」という。)若しくは使用人届出済証明書(以下「使用人証明書」という。)を交付し、又は提出のあった従事者証明書若しくは使用人証明書の記載事項の変更については、変更事項を確認し、変更事項欄に、当該事項を記載して交付しなければならない。

3 署長は、第1項第1号、第4号、第5号又は第6号の届出書を受理したときは、当該届出書の1通に受理年月日及び公安委員会の小印を押捺して、これを届出者に交付しなければならない。

4 署長は、規則第2条の2第3項又は第3条第5項の規定により従事者証明書又は使用人証明書の亡失若しくは滅失等の届出を受けたときは、その事情を調査したのちに従事者証明書又は使用人証明書を作成して再交付するものとする。

(所持許可申請の処理)

第5条 署長は、法第4条の規定による許可申請書の提出があったときは、規則第4条の2に定める関係書類の添付の有無及び記載事項の内容を確認して受理し、申請者が申請にかかる銃砲刀剣類の所持者として適当であるか否かを、別記様式第1号に基づき調査するとともに、別記様式第1号の2に基づき慎重に審査しなければならない。

2 署長は、前項の許可申請がライフル銃、射撃競技用けん銃若しくは空気けん銃である場合は、前項による調査のほか、別記様式第2号による面接調査を行い、許可の可否に対する意見を付して、関係書類とともに別記様式第3号により本部

長に上申して指示を受けなければならない。

3 署長は、前項以外の銃砲刀剣類について申請者が法第5条（猟銃にあっては法第5条の2第2項第2号を含む。）の欠格事項に該当し又は許可について疑義がある場合は、前項に準じて本部長に上申して指示を受けなければならない。

4 署長は、前3項により許可の基準に適合すると認められる者に対しては、法第7条の規定により許可証を交付し又は許可証に許可事項を記載するものとし、適合しないと認められる者に対しては、別記様式第4号の不許可等通知書を交付するものとする。

（国際競技に参加する外国人に対する所持許可）

第6条 署長は、法第6条の規定による許可申請書及び令第6条第2項の規定による期間延長申請書の提出があったときは、申請の理由を速やかに調査し、支障がないと認めるときは許可証を交付又は期間延長に係る記載事項を変更しなければならない。

（番号又は記号の打刻命令）

第7条 署長は、法第4条の3第2項の規定により、所持許可申請に係る猟銃等が次のいずれかに該当する場合は、規則第6条の2に定める打刻命令書を交付して当該猟銃等に番号又は記号の打刻を命ずるものとする。

(1) 番号が打刻されていないもの

(2) 打刻されている番号が三桁以下のもの又はすでに所持を許可されている猟銃等に使用されている番号と同一のもの

2 前項の命令をする場合において、当該猟銃等に美術的な彫刻があるときは、既存の番号又は記号を利用し、ローマ字等の打刻によって当該許可に係るものであることを表示させることができる。

（許可銃砲刀剣類の確認）

第8条 署長は、法第4条の3第1項の規定により、所持した銃砲刀剣類の確認申請を受けたときは、許可証に記載のものと同様であるか、その他許可証記載の用途に適する構造機能を有するものであるか否かを確認しなければならない。

2 前項の確認により、支障がないと認めるときは、許可証の所定欄に公安委員会の小印を押捺して所持者に交付しなければならない。

3 署長は、法第4条第2項の規定により許可に係る銃砲刀剣類の使用について、危害予防上の必要を認めるときは条件を付することができる。ただし、条件を付す場合においては、その条件の内容及び条件を付すべき理由を本部長に上申するものとする。

（許可証の書換え）

第9条 署長は、規則第10条の規定による許可証の書換申請書の提出を受けたときは、その事実を調査し、許可証の記載事項変更欄に変更事項を記載するとともに、公安委員会の小印を押捺して所持者に交付しなければならない。

（許可証の再交付）

第10条 署長は、規則第11条の規定による許可証の再交付申請書の提出があったときは、その理由を調査し、支障がないと認めたときは、許可台帳に基づいて新たな許可証を作成して申請者に交付しなければならない。

(更新申請の処理)

第11条 署長は、規則第11条の2の規定により猟銃等の許可更新申請書の提出があったときは、規則第4条の2に定める関係書類の添付の有無及び記載事項の内容を確認して受理し、次の各号に掲げる調査等を行しなければならない。

- (1) 申請に係る猟銃等が、当該許可証に記載のものと同様であるか否か
- (2) 構造機能が令第5条の3及び規則第6条の3に定める基準に適合するか否か
- (3) 規則第16条の2に定める使用実績報告書による使用実績の有無の調査
- (4) 別記様式第1号に基づく調査及び別記様式第1号の2に基づく審査
- (5) 申請に係る猟銃等がライフル銃である場合は、別記様式第2号に定める面接調査

2 署長は、前項の調査等の結果、支障がないと認めた場合は、新たに許可証を作成して交付し又は提出を受けた許可証の更新欄に更新事項を記載して許可の更新を行しなければならない。

ただし、当該猟銃等がライフル銃又は更新について疑義がある場合は、別記様式第3号により本部長に上申して指示を受けるものとする。

3 署長は、第1項の調査等の結果、申請人が法第5条(猟銃にあつては法第5条の2第2項第2号を含む。)に規定する欠格事項に該当すると認めたときは、ただちに第16条に定める許可の取消しを上申しなければならない。

4 署長は、第1項の調査等により、申請人が許可に係る猟銃又は空気銃を引き続き3年以上当該許可に係る用途に供していないと認められる場合は、前項に準じた措置をとらなければならない。ただし、引き続き3年以上許可に係る用途に供していない場合であっても、当該猟銃等を使用しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この措置をとらないものとする。

(許可証の返納及び許可事項のまつ消)

第12条 署長は、法第8条第2項、第4項、第5項又は第9条第3項の規定による許可証の返納があったときは、当該許可証を受理し、返納に至った事情を調査しなければならない。

2 署長は、法第8条第3項の規定による許可事項まつ消申請があったときは、まつ消すべき事情を調査し、提出を受けた許可証の記載中当該許可事項をまつ消して申請者に交付しなければならない。

(異動通知)

第13条 署長は、第8条により許可を受けた銃砲刀剣類を確認し、第9条により許可証を書換え又は第12条により許可証の返納を受け若しくは記載事項をまつ消したときは、関係署長又は関係都道府県公安委員会へ別記様式第5号により異動内容を通知しなければならない。

(銃砲の保管報告徴収、立入検査等)

第14条 署長は、許可に係る銃砲の保管の状況を明らかにするため、銃砲を保管する者に対し、別記様式第6号の保管状況報告徴収書を交付して報告を求めるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭によって報告を求めることができる。

- 2 署長は、法第10条の6の規定により猟銃の盗難の防止その他危害予防上猟銃の保管状況を直接確認するため、立入検査を実施する場合は、同条及び規則第12条の3の規定に従って実施しなければならない。
- 3 署長は、法第10条の4第1項の規定により、自ら銃砲を保管する者の保管の設備又は方法が、規則第11条の35に定める基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上改善の必要があると認めるときは、期間を定めて保管の設備又は方法の改善及びその他危害予防上必要な措置を命じ、その結果を確認するものとする。
- 4 署長は、前項の命令及び結果を確認した場合は、その状況を本部長に報告しなければならない。

(銃砲刀剣類の検査)

第15条 署長は、法第13条の規定による銃砲刀剣類の検査について本部長から指示を受けたときは、速やかに検査を実施し、その結果を本部長に報告しなければならない。

- 2 署長は、法第13条の規定による銃砲刀剣類の検査を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項を本部長に上申し指示を受けるものとする。

- (1) 検査を必要と認める理由
- (2) 検査の日時及び場所

- 3 署長は、前2項の検査を実施する際、猟銃又は空気銃の検査を受ける者に対して、規則第16条の2に定める使用実績報告書を交付して報告を求めなければならない。

(指示)

第15条の2 署長は、銃砲刀剣類の所持許可を受けている者が、法第10条の9に規定する処分に違反した場合で、指示処分が必要と認めるときは、その理由を疎明する資料を添えて別記様式第7号により本部長に上申しなければならない。

- 2 署長は、本部長から別記様式第8号の4の指示通知書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付して指示を執行しなければならない。

(許可の取り消し)

第16条 署長は、銃砲刀剣類の所持許可を受けている者が、法第11条第1項から第5項までの規定に該当するに至ったときは、その理由を疎明する資料を添えて別記様式第7号により本部長に許可の取り消しを上申しなければならない。

- 2 署長は、本部長から別記様式第8号の許可取消通知書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付して許可の取り消しを執行しなければならない。

3 署長は、前項によって許可の取り消しを執行したときは、法第11条第7項の規定により当該銃砲刀剣類の提出を命じて仮領置し、規則第11条の5の2に定める仮領置書を交付するとともに、その状況を別記様式第9号により本部長に報告しなければならない。

(許可失効による仮領置)

第17条 署長は、法第8条第1項の規定によって許可の失効した銃砲刀剣類について常時は握し、当該銃砲刀剣類が同条第7項の規定に該当するに至ったときは、速やかに前条第3項に準じた手続きをとるものとする。

(緊急事態時の仮領置)

第18条 署長は、法第26条第2項の規定による仮領置について本部長から指示を受けたときは、ただちに第16条第3項に準じた手続きをとらなければならない。

(仮領置した銃砲刀剣類の措置)

第19条 署長は、前3条に定める手続きによって仮領置した銃砲刀剣類については、盗難、紛失あるいは破損を防止する等適切な保管に配慮しなければならない。

2 署長は、仮領置中の銃砲刀剣類を返還する場合は、次の各号によるものとする。

(1) 法第8条第8項又は第11条第8項の規定に基づく返還の申請があったときは、規則第11条の5の3に定める関係書類の添付、当該銃砲刀剣類の所持許可証の有無及び返還請求権を確認のうえ、仮領置書及び受領書と引換えに返還し、その状況を本部長に報告する。

(2) 法第26条第5項の規定により返還する場合は、当該銃砲刀剣類の所持許可証を確認のうえ、仮領置書及び受領書と引換えに返還し、その状況を本部長に報告する。

3 署長は、仮領置中の銃砲刀剣類で法第8条第9項(法第11条第10項において準用する場合を含む。)の規定により売却又は廃棄できることとなったものについては、速やかに別記様式第10号に現品を添えて本部長に送付しなければならない。

(一時保管等)

第20条 署長は、法第24条の2第7項の規定により一時保管した銃砲刀剣類又は準空気銃(以下「銃砲刀剣類等」)で返還しないものについては、別記様式第11号の通知書にその理由を記して提出者に交付するものとする。

2 前項の銃砲刀剣類等及び法第24条の2第10項の規定により国又は県に所有権が帰属した銃砲刀剣類等は、別記様式第10号の銃砲刀剣類送付書により本部長に送付しなければならない。

3 署長は、法第25条第5項の規定により所有権が国に帰属した銃砲刀剣類等は、関係書類を添え前項の送付書により本部長に送付しなければならない。

(提出命令書の交付)

第21条 署長は、法第27条第1項の規定により銃砲刀剣類の提出を命ずる場合は、規則第25条に定める提出命令書を交付し、提出を受けた現品に理由書を添えて速やかに本部長に送付しなければならない。

(廃棄すべき銃砲刀剣類等の措置)

第 2 2 条 署長は、銃砲刀剣類等の所持者から銃砲刀剣類等の廃棄を依頼されたときは、別記様式第12号の所有権放棄書を徴するとともに当該銃砲刀剣類等の提出を受け、これを本部長に送付するものとする。

(売却代金の交付手続)

第 2 3 条 署長は、第19条第 3 項、第20条第 2 項又は第21条の規定により送付した銃砲刀剣類等のうち、本部長から売却処分した代金及び代金明細書の送付を受けたときは、代金領収書と引換えにこれを当該銃砲刀剣類等を提出した者に交付しなければならない。

(けん銃部品の措置)

第 2 3 条の 2 第15条の 2 から前条までに規定する処分及び措置は、法第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により所持することができる当該けん銃部品についても同様とする。

(猟銃等講習受講申込の受理)

第 2 4 条 署長は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による猟銃等の取扱いに関する講習会の受講申込書の提出があったときは、所定事項の記載の有無を確認して受理し、申込者に講習実施の予定日時及び場所等必要な事項を告知し、受講申込書 1 通を本部長に申達しなければならない。

2 署長は、前項の受講申込が法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による、猟銃若しくは空気銃の所持許可を受けようとする者であるときは、講習会受講申込書の受理時又は受理後において、別記様式第12号の 2 の猟銃等講習会受講申込受理票に基づき調査等をしなければならない。

(技能検定、教習資格認定、練習資格認定申請の処理)

第 2 5 条 署長は、法第 5 条の 4 第 1 項の規定による技能検定申請書及び法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定申請書の提出があったときは、関係書類の添付の有無及び所定事項の記載内容を確認して受理し、申請人が法第 4 条第 1 項第 1 号の猟銃の所持許可を受ける資格を有するものであるか否かを、別記様式第 1 号に基づき調査するとともに、別記様式第 1 号の 2 に基づき慎重に審査しなければならない。

2 署長は、前項の申請がライフル銃である場合、又は審査した結果、申請者が法第 4 条第 1 項第 1 号の猟銃の所持許可を受ける資格を有しないと認められる場合及び資格認定に疑義がある場合は、別記様式第 3 号により本部長に上申して指示を受けなければならない。

3 署長は、法第 9 条の10第 2 項に規定する練習資格認定申請書の提出があったときは、所定事項の記載内容を確認するとともに、申請人が有効な技能検定合格証明書又は教習修了証明書を所持する者であるか否かを確認しなければならない。

4 署長は、前 3 項の審査の結果、申請者が技能検定受検又は教習資格あるいは練習資格を有すると認められるときは、次のとおり処理しなければならない。

- (1) 技能検定申請の場合は、別記様式第3号の2に同申請書1通を添付して本部長に申達し、本部長から規則第6条の7に規定する技能検定通知書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付しなければならない。
 - (2) 本部長から技能検定合格者に対する技能検定合格証明書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付しなければならない。
 - (3) 教習資格認定申請又は練習資格認定申請の場合は、申請人に当該資格認定証を交付、別記様式第3号の3により本部長に報告しなければならない。
- 5 署長は、第1項の技能検定受検資格及び教習資格又は第3項の練習資格を有しないと認めるときは、当該申請人に対して別記様式第4号の不許可通知書を交付するものとする。
- (認定の取消し等)

第25条の2 署長は、前条第4項第3号の教習資格認定又は練習資格認定を受けた者が、法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当するに至ったときは、その理由を疎明する資料を添えて別記様式第7号の2又は第7号の3により本部長に認定の取消しを上申しなければならない。

- 2 署長は、本部長から別記様式第8号の2の教習資格認定取消通知書又は様式第8号の3の練習資格取消通知書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付して認定の取消しを執行しなければならない。
- 3 署長は、前条第3項第1号の技能検定通知書の交付を受けた者が、法第5条の4第1項ただし書に規定する者に該当するに至ったときは、ただちにその理由を疎明する資料を添えて本部長に報告しなければならない。
- 4 署長は、本部長から別記様式第4号の不許可等通知書の送付を受けたときは、速やかに当該者にこれを交付して技能検定を受検できない旨を通知しなければならない。
- 5 署長は、第2項の認定の取消しを執行したとき及び第4項の不許可等通知書を交付したときは、本部長に報告しなければならない。

(証明書の再交付又は書換申請の処理)

第26条 署長は、規則第6条の6の規定による講習修了証明書の再交付若しくは書換申請書又は規則第6条の9の規定による技能検定合格証明書の再交付若しくは書換申請書の提出があったときは、当該申請書を本部長に申達しなければならない。

- 2 署長は、本部長から再交付若しくは書換申請に係る新たな講習修了証明書又は技能検定合格証明書の送付を受けたときは、速やかにこれを申請者に交付しなければならない。

(射撃場の指定申請等の処理)

第27条 署長は、法第9条の2の規定による射撃場の指定について申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を調査し、意見を付して申請書1通とともに本部長に申達しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項及び添付書類の正否
- (2) 当該射撃場の位置、構造設備並びに設置者、管理者及び管理の方法が総理府令に定める基準に適合の有無

2 署長は、総理府令第13条の規定による申請書の記載事項変更届出があったときは、変更事項の内容を調査し、当該届出書1通を本部長に申達しなければならない。

3 署長は、指定射撃場の位置、構造、設備並びに設置者、管理者及び管理の方法が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

4 署長は、本部長から射撃場の指定通知書又は指定解除通知書の送付を受けたときは、速やかに当該射撃場の設置者又は管理者にこれを交付しなければならない。
(教習射撃場の指定申請等の処理)

第28条 署長は、規則第11条の12の規定による教習射撃場指定申請書又は規則第11条の24の規定による練習射撃場指定申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を添えて申請書1通を本部長に申達しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項及び添付書類の正否
- (2) 当該射撃場の管理者及び管理の方法が規則第11条の10に定める基準に適合の有無。ただし、練習射撃場の指定申請にあつては、規則第11条の10第2号イ、ロ、ニに係る規定を除く。

(3) 教習射撃指導員が規則第11条の11に定める基準に適合の有無。練習指導員にあつては、射撃指導員の有無。

2 署長は、規則第11条の14の規定により教習射撃指導員又は規則第11条の26の規定による練習射撃指導員の選任若しくは解任の届出書又は規則第11条の16あるいは規則第11条の28の規定による記載事項変更届出書の提出を受けたときは、その1通を本部長に申達しなければならない。

3 署長は、教習射撃指導員又は練習射撃指導員が法第9条の4第3項の規定に該当し、解任する必要があると認められた場合又は教習射撃場若しくは練習射撃場あるいはこれらの管理者が法第9条の8第1項又は第2項若しくは法第9条の12の規定に該当し、指定の解除若しくは教習修了証明書の交付を禁止する必要があると認められた場合は、速やかにその理由を本部長に報告しなければならない。

4 署長は、本部長から射撃場の指定又は解除に係る通知書、あるいは射撃指導員の解任通知書の送付を受けたときは、速やかに当該管理者又は指導員に交付しなければならない。

5 署長は、管内の教習射撃場管理者から毎月5日までに前月の教習業務の実施状況及び教習修了証明書の交付状況について報告書の提出を求め本部長に送付しなければならない。

(備付銃の届出の受理等)

第28条の2 署長は、教習射撃場及び練習射撃場の設置者から、規則第11条の19第1項の規定による備付銃届出書若しくは備付銃変更届出書を受理したときは、当該届出書の1通に受理年月日及び公安委員会の小印を押捺してこれを届出者に交付し、同届出書1通を本部長に申達しなければならない。

2 署長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに立入検査を実施して、当該備付銃が届出書に記載のものと同一であるか、その他令第6条の4に定める備付銃の構造又は機能の基準に適合するか否かを確認するとともに銃番号を確認しなければならない。

3 署長は、法第9条の6第3項の規定により、備付銃に打刻命令をなす場合は、第7条の規定に準じて行わなければならない。

4 署長は、教習射撃場又は練習射撃場の備付銃の保管の設備方法が、規則第11条の20に規定する基準に適合していないと認めたととき、その他危害予防上改善の必要があると認めたとときは、第14条第3項、第4項の規定に従って処理しなければならない。

5 署長は、教習射撃場又は練習射撃場の指定が解除をされた場合において、法第9条の8第3項の規定により当該射撃場の設置者等に備付銃の提出を命じてこれを仮領置し、第16条第3項、第19条及び第23条に従って処理しなければならない。
(猟銃等保管業の届出の受理等)

第29条 署長は、規則第14条の規定による猟銃等保管業に関する業務の開始、記載事項の変更又は業務の廃止の届出を受けたときは、所定事項の記載の有無を確かめて受理し、当該届出書1通を本部長に申達するものとする。ただし、業務の開始の届出にあっては、保管の設備及び方法が規則第15条に定め基準に適合の有無を調査して、その結果を添付しなければならない。

2 署長は、猟銃等保管業の保管の設備若しくは方法が規則第15条に定める基準に適合していないと認めたととき、その他危害予防上改善の必要があると認めたとときは、第14条第3項、第4項の規定に従って処理しなければならない。

3 署長は、猟銃等保管業者が第2項の命令に応じないため、業務の廃止又は停止を命ずる必要があると認めたとときは、その事情を速やかに本部長に報告しなければならない。

4 署長は、本部長から法第10条の8第3項又は第4項の規定による業務の廃止若しくは停止命令書又は弁明の日時、場所等の通知書の送付を受けたときは、速やかに当該保管業者にこれを交付するものとする。

(立入検査)

第30条 署長は、管内の指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場及びこれら射撃場の備付銃保管場所並びに猟銃等保管業者の保管場所について、必要があるときは随時立入検査を実施して、規則に定めるそれぞれの基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、教習射撃場又は練習射撃場の備付銃保管場所が私宅である場合は、事前にその旨を関係者に通告して実施しなければならない。

ない。

(発見及び拾得届の処理)

第 3 1 条 署長は、法第23条の規定により銃砲刀剣類の発見の届出を受けたときは、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 猟銃等にあつては、別記様式第13号の銃砲発見届出書を提出させ、所持を希望する者に対しては、所持許可申請の手続きをとらせること。
- (2) 刀剣類にあつては、刀剣類発見届取扱要領（昭和32年収防第435号）により取扱うこと。
- (3) 前各号以外の銃砲刀剣類にあつては、任意提出を求め、所有権を放棄したもののについては、別記様式第12号の所有権放棄書を提出させ、別記様式第10号の送付書により当該銃砲刀剣類を本部長に送付すること。

2 署長は、法第23条の規定による銃砲刀剣類の拾得の届出を受けたときは、遺失物法（明治32年法律第87号）及び石川県警察遺失物取扱規程（昭和43年石川県警察本部訓令第2号）によって処理し、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

(盗難又は亡失届の受理)

第 3 2 条 署長は、法第23条の2及び法第9条の7第4項の規定による銃砲刀剣類の盗難又は亡失等の届出があつたときは、その事情を調査し、次の各号に掲げる事項をただちに本部長に報告しなければならない。

- (1) 届出者の住所、職業、氏名及び年齢
- (2) 盗難又は亡失等の日時及び場所
- (3) 盗難又は亡失等に係る銃砲刀剣類の種別、数量及び許可又は登録の状況
- (4) 盗難又は亡失の状況

2 署長は、前項の報告をした後、当該銃砲刀剣類が発見されたときは、前項に準じて所要事項を本部長に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、法第7条第2項の規定による銃砲刀剣類の許可証の盗難又は忘失の届出があつた場合に準用する。ただし、第1項第3号については許可証の記載事項とする。

(手数料の徴収)

第 3 3 条 署長は、次の各号に定める事務を処理するにあつては、条例別表第六の項に定める手数料を、それぞれの区分に応じて石川県証紙で徴収しなければならない。

- (1) 猟銃等講習受講申込又は技能検定申請を受理するとき。
- (2) 銃砲刀剣類の所持許可申請を受理するとき又は現に所持している許可証に新たな許可事項記載の申請を受理するとき。
- (3) 教習資格認定又は練習資格認定申請を受理するとき。
- (4) 国際競技参加外国人の競技に用いる銃砲刀剣類所持許可申請を受理するとき。
- (5) 許可証の書換え又は再交付の申請を受理するとき。

(6) 許可の更新申請を受理するとき。

(事件検挙等の報告)

第34条 署長は、法違反を発見検挙したときは、別記様式第14号の銃刀法違反検挙報告書により、そのつど本部長に報告しなければならない。

2 署長は、銃砲刀剣類の所持許可及び許可証又は射撃教習受講資格認定証及び練習資格認定証の受払状況をは握しておくとともに、その状況を別記様式第15号により毎月5日までに前月分を本部長に報告しなければならない。

(台帳の作成整理)

第35条 署長は、警察署に次に掲げる台帳を備え付け、異動のあったつど整理し、その状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 規則第2条、第3条、第16条の4、第17条の2及び第17条の3の規定による届出者については、別記様式第16号の銃砲刀剣類等事業者台帳
- (2) 規則第2条の2の規定による届出書については当該届出書
- (3) 法第7条の規定により、猟銃等の許可証を交付し、許可事項を記載し又は書換えをしたときは別記様式第17号の猟銃等登録カード、別記様式第18号の猟銃等所持者カード
- (4) 法第7条の規定により猟銃以外の銃砲刀剣類の許可証を交付し又は許可証を書換えて交付したときは、別記様式第20号の銃砲刀剣類所持許可台帳
- (5) 射撃場の指定又は教習射撃場及び練習射撃場の指定をしたときは、当該申請書及び指定書の写し
- (6) 法第9条の5に規定する教習資格認定証又は法第9条の10に規定する練習資格認定証を交付したときは、別記様式第20号の2の教習資格認定証交付台帳あるいは別記様式第20号の3の練習資格認定証交付台帳
- (7) 法第9条の6に規定する教習用備付銃届出書又は教習用備付銃変更届出書を受理したときは当該届出書
- (8) 法第9条の11に規定する練習用備付銃届出書又は練習用備付銃変更届出書を受理したときは当該届出書
- (9) 法第10条の8に規定する猟銃等保管業の届出を受けたときは当該届出書
- (10) 銃砲刀剣類を仮領置したときは、別記様式第21号の仮領置台帳
- (11) 法第14条第4項、第16条第2項及び第17条第3項の規定に基づき、教育委員会からの通知について本部長から通報を受けたときは、別記様式第22号の刀剣類登録台帳
- (12) 従事者証明書、使用人証明書及び許可証の受払いをしたときは、別記様式第23号の用紙受払簿

附 則

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 銃砲刀剣類等の事務取扱いに関する訓令（昭和39年3月25日石川県警察本部訓令第3号）は廃止する。

附 則（昭和56年2月4日警察本部訓令第2号）
この訓令は、昭和56年2月21日から施行する。

附 則（昭和57年8月25日警察本部訓令第16号）
この訓令は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（平成4年2月25日警察本部訓令第2号）
この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月7日警察本部訓令第19号）
この訓令は、平成18年9月7日から施行する。

別記様式第1号（第5条、第11条、第25条関係）

署 長		副次 署 長		刑 事 官		課 長		係 長		主 任	
--------	--	--------------	--	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--

銃砲刀剣類等所持許可（更新・技能・教習・練習）申請に対する調査復命書

警察署長 <u>警視</u> 殿		年 月 日 復命者官職氏名 ⑩	
申請者	本籍・住居 職業（勤先・事業所名） 氏名（旧姓・異名） 生年月日（年齢）		
上記の者に対する標記の調査結果は次のとおりです。			
調 査 事 項		調 査 結 果	
1 申請書の内容及び添付書類の記載事項は事実と相違ないか		相違ない 事実と違う 〔 〕	
2 居住状況 （ ）内には特異動向を記載すること		家族と同居 友達と同居 1人暮らし 住居不定 共働き その他 〔 〕	
3 暴力団関係者等集団的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者でないか又はこれらの者と交際のある者でないか		ない ある 所属団体、地位等 〔 〕	
4 精神病患者、アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者又は心神こう弱者でないか		ない ある 種別、症状等 〔 〕	
5 性格、素行、近隣の風評等		問題は認められない 問題がある 〔 〕	

6 粗暴な言動、粗暴な酒癖のある者でないか	ない ある []
7 刃物を使用した犯罪を犯した事がないか	ない ある []
8 前科を有するものでないか(近隣の風評から)	ない ある []
9 負債、ギャンブル等で生活が乱れていないか	いない いる []
10 同居の親族に前記事項に該当するものがないか	いない いる []
11 銃の保管庫、保管場所は基準に適合し、装弾は別個に保管されているか	いる いない []
12 その他参考事項 (家族の所持許可に対する意見等)	
13 調査者の許可等に対する意見	

備考 審査者本人が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第1号の2（第5条、第11条、第25条関係）

署 長		副次 署 長長		刑 事 官		課 長		係 長		主 任	
--------	--	---------------	--	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--

銃砲刀剣類等所持許可（更新・技能・教習・練習）申請審査表

申請者氏名		年 月 日	
		審査者官職氏名	
		印	
審 査 事 項	審 査 結 果		
1 申請書の内容及び添付書類に虚偽の記載等はないか	ない ある 種別 [] 概要 []		
2 法第5条の許可基準に該当する者でないか	該当しない 該当する 種別 [] 概要 []		
3 法第5条第3項に該当する同居の親族の有無	該当しない 該当する 人定事項、該当事項等の詳細		
4 猟銃及び空気銃の所持許可につき、法第5条の2の許可基準に該当する者であるか	該当しない 該当する 種別 [] 概要 []		
5 前科照会、氏名照会、身上照会、非行(補導)歴照会を実施した結果の特異事項の有無	特異事項なし 特異事項あり []		

<p>6 犯歴者については、 取扱関係警察署へ照会 し持凶器使用の有無に ついて確認</p>	<p>持凶器使用犯罪でない 持凶器使用犯罪 概要 〔 〕</p>
<p>7 申請銃砲刀剣類の入 手経路</p>	
<p>8 所持目的は、適法で あるか</p>	<p>適法である 適法でない 〔 〕</p>
<p>9 所持銃について使用 実績があるか</p>	<p>ある ない 〔 〕</p>
<p>10 申請銃の構造機能は 基準に適合するか (規則第6条の3)</p>	<p>する しない 〔 〕</p>
<p>11 猟銃等の保管庫は基 準に適合し、保管方法 は適切か (規則第11条の23)</p>	<p>適合する(適切である) 適合しない(適切でない) 〔 〕</p>
<p>12 性質、素行はよいか (酒癖、異常性、粗暴 性、変態、社会的信用 性等)</p>	<p>よい 問題がある 〔 〕</p>
<p>13 その他のぐ犯性 (経歴、職歴、収入、 負債ギャンブル癖、シ ンナー中毒等)</p>	

14 管内転入者（県外、 管外）に対する照会の 有無	照会した 照会しない
15 係の許可に対する意 見	

備考 審査者本人が署名する場合は、押印を省略することができる。

別記様式第2号（第5条、第11条関係）

ライフル銃 空気けん銃 所持許可申請者面接調査表 けん銃	
所持許可申請書	
用途別	一般狩猟、職業、事業に対する被害防止、標的射撃、 有害鳥獣駆除
調 査 事 項	
所持者の来歴	
銃所持の来歴	
狩猟の来歴 （狩猟免許取得 状況等）	
現所持の銃砲 （銃種別許可年 月日）	

確 認 状 況	
所持経歴を記載 した書類	猟銃所持許可カードによる確認 (継続 年 月) 猟銃免許取得状況等による確認 (年初取得、継続 年 月) その他 ()
現所持許可証	所持許可になっている許可証の原交付年月日 許可年月日 許可番号
法第5条第1項 第6号	暴力担当係 (年 月 日) 調査者 印 警備担当係 (年 月 日) 調査者 印
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">面接調査者 官職・氏名</p>	

別記様式第3号（第5条、第11条、第25条関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

銃砲刀剣類所持許可（更新）、技能検定、認定申請書の上申について

みだしのことについて、銃砲刀剣類等の事務処理に関する訓令（第5条第2項、第3項、第11条第2項、第25条第2項）の規定に基づいて、関係書類を添えて上申する。

記

申請者

住 所

職 業

氏 名

年 齢

署長意見

理 由

別記様式第3号の2（第25条関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

技能検定受検資格認定について

みだしのことについて、申請者

より技能検定申請があり調査等の結果、申請人は、同検定を受検する資格がある
と 年 月 日認定したので、申請人に技能検定通知書を
交付されたく別添のとおり技能検定申請書を進達する。

別記様式第3号の3（第25条関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警 察 署 長

教習資格

認定証の交付について

練習資格

みだしのことについて下記の者に対して当該資格認定証を交付したから報告する。

記

本 籍		
住 所		
職 業（勤務先）		
氏 名		
生 年 月 日	年	月 日
認 定 証 番 号		
認定証交付年月日	年	月 日
受講・練習銃種	散 弾 銃	ラ イ フ ル 銃
備 考	新規、再交付	

別記様式第4号(第5条、第25条関係)

		第	号	
		年	月	日
申請人				
住所				
氏名		殿		
			石川県公安委員会	印
		不許可通知書		
あなたから	年	月	日付で申請がありました	
の所持	技能検定			許可
	教習資格認定	については次の理由により		通知
	練習資格認定			受検
				認定
できないから通知します。				
なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条により当公安委員会に対し、この処分書交付の日の翌日から起算して60日以内に書面で異議の申し立てをすることができます。				
記				

別記様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

都道府県公安委員会 殿

石川県公安委員会

銃砲（刀剣類）所持者異動について
下記のとおり異動があったので通知する。

記

異動別	譲受・書換	銃砲種別	猟銃・空気銃
新	許可証	許可年月日	年 月 日
		許可証番号	第 号
		交付者	石川県公安委員会
	所持者	住所	石川県
		職業	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
旧	許可証	許可年月日	年 月 日
		許可証番号	第 号
		交付者	公安委員会
	所持者	住所	
		職業	
		氏名	
		生年月日	年 月 日

別記様式第6号(第14条関係)

<p>第 号</p> <p style="margin-left: 200px;">銃の保管状況報告徴収書</p> <p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>生年月日</p> <p>氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">石川県公安委員会</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第10条の5の規定により銃砲の保管状況を報告するよう要求する。</p> <p>報告期限 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">銃 砲 の 保 管 状 況 報 告 書</p>					
保管銃砲の種類数量					
ライフル銃	散 弾 銃	空 気 銃	建びょう銃	その他の銃	合 計
丁	丁	丁	丁	丁	丁
(該当するもの管に印状を付し、況又は記載すること)	保管場所	1 人が看守し易く、外部から容易に見えぬ場所 2 常時使用の部屋 3 常時使用しない部屋 4 その他			
	保管庫	1 旧式の保管庫に補助板を取付けた鋼鉄製専用庫 2 規則第11条の23に定める専用の鋼鉄製専用庫 3 その他 4 保管能力丁数 丁			
	保管庫の錠	1 扉を閉鎖する錠は、かけ忘れ防止装置付 2 扉を閉鎖する錠は、鎌錠等外部から容易に解錠できぬものである。 3 扉を閉鎖する錠は、鍵違い120種類以上のものである。 4 その他			
	保管の方法	1 保管庫は建築物等に固定されている。 2 保管庫は、容積又は重量があり容易に持ち運びできないものである。 3 その他			

弾丸の保管場所

保管庫設置場所の写真添付欄

(写真ちょう付)

写真は、保管庫とその周辺の状況を表すこと

保管庫設置場所の略図

銃砲の保管状況は上記のとおりです。

年 月 日
報告者 住 所
氏 名

別記様式第7号（第11条、第15条の2、第16条関係）

第 年 月 日 号 年 月 日	
石川県警察本部長 殿	
警察署長	
銃砲刀剣類所持許可者行政処分上申書	
許 可 者	本 籍
	住 所
	職業・氏名 生年月日
年 月 日生	
許可銃砲刀剣	
許 可 証	
違 反 事 実	
前 科 等	
意 見	

別記様式第7号の2（第25の2条関係）

		第 年 月 日 号
石川県警察本部長 殿		警 察 署 長
教習資格認定取消処分上申書		
被 認 定 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 証 番 号		
認 定 証 交 付 年 月 日		
教 習 使 用 銃 種		
取 消 事 由		
意 見 等		

別記様式第7号の3（第25条の2関係）

		第 年 月 日 号
石川県警察本部長 殿		警 察 署 長
練習資格認定取消処分上申書		
被 認 定 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 証 番 号		
認 定 証 交 付 年 月 日		
受 講 ・ 練 習 銃 種		
取 消 事 由		
意 見 等		

別記様式第 8 号 (第 1 6 条関係)

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

銃砲刀剣類所持許可取消通知書

あなたの銃砲 (刀剣類) は、 年 月 日実施した聴聞の結果次の理由により許可を取消したから通知します。

なお、この処分について不服があるときは行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 160 号) 第 6 条により公安委員会に対し、本処分書交付の日の翌日から起算して 60 日以内に書面で異議の申立てをすることができます。

記

別記様式第 8 号の 2 (第 2 5 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

教習資格認定取消通知書

あなたが受けている次の教習資格認定を銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 5 第 3 項の規定に基づき、 年 月 日次の理由により取消したから通知します。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 160 号) 第 6 条により当公安委員会に対し、この処分書の交付の日の翌日から起算して 60 日以内に書面での異議の申立てをすることができます。

記

別記様式第 8 号の 3 (第 2 5 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

練習資格認定取消通知書

あなたが受けている次の練習資格認定を銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 10 第 3 項により準用する銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 5 第 3 項に基づき、 年 月 日次の理由により取消ししたから通知します。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 160 号) 第 6 条により当公安委員会に対し、この処分書の交付の日の翌日から起算して 60 日以内に書面での異議の申立てをすることができます。

記

別記様式第8号の4（第15条の2関係）

第 号

年 月 日

殿

石川県公安委員会 印

指 示 通 知 書

あなたが銃砲刀剣類所持等取締法に基づき所持する

について 違反が認められるので、銃砲刀剣類所持
等取締法第10条の9の規定に基づき、次の措置を執るべきことを指示しま
す。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37
年法律第160号）第6条により当公安委員会に対し、この処分書交付の日
の翌日から起算して60日以内に書面での異議の申立てをすることができます。

記

指示事項

別記様式第9号(第16条、第17条、第18条関係)

		第 号 年 月 日	
石川県警察本部長 殿		警 察 署 長	
仮領置書交付状況報告書			
被 処 分 者	本 籍		
	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	
被 処 分 銃 砲 刀 剣 類	種 類	数 量	
	型	番 号(銘)	
	口 径	銃 身 長 (刃 渡 り)	
仮 領 置 書 交 付 年 月 日	年 月 日 第 号		
根 拠 法 令	法第8条第7項、第9条の8、第9条の12第2項 法第11条第6項・第7項、第11条の2第2項、第25条第1項 法第26条第2項		
仮領置した理由			

別記様式第10号(第19条、第20条、第31条関係)

第 号 年 月 日				
石川県警察本部長 殿				
警 察 署 長				
銃 砲 刀 剣 類 等 送 付 書				
提出 又は 届 出人	住 所			
	職 業 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生		
提出又は発見日時		年 月 日 時 頃		
提出又は発見場所				
提出又は発見の 状 況				
物 件	種 類		数 量	
	型		番 号 (銘)	
	口 径		銃 身 長	
	特 徴		(刃 渡 り)	
物 件 の 帰 属		年 月 日 国・地方公共団体		
物 件 の 処 理 経 過				

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

警 察 署 長

一時保管した銃砲刀剣類等の返還しない通知書

あなたから銃砲刀剣類所持等取締法第24条の2第2項の規定により一時保管した銃砲(刀剣類)は、次の理由により返還することができないから通知します。なお、この処分について不服があるときは行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条により石川県公安委員会に対し、この処分書交付の日の翌日から起算して60日以内に書面で審査請求をすることができます。

別記様式第12号(第31条関係)

年 月 日

警察署長 殿

住 所

氏 名

印

所 有 権 放 棄 書

次の物件は、所有権を放棄しますから適当に処分して下さい。

種 類	
数 量	
型	
番号(銘)	
口 径	
銃 身 長 (刃渡り)	
特 徴	
参考事項	

別記様式第12号の2(第24条関係)

署長	副署長・次長	刑事官	課長	係長	主任	受理者	階級	氏名
猟銃等講習会受講申込受理票								
申込者の住所・氏名・年齢								
調査項目 欠格事項の調査 (本人から聴取) 指導 欠格事項該当者に対し では ア 取下げ指導 イ やむを得ないものは 受講		5条1項関係 1号 18歳以上の者か () (18歳未満は推せんを受けた者か) 2号 精神病患者・麻薬・大麻若しくは覚せい剤の 中毒又は心身耗弱者ではないか 3号 住居の定まらない者でないか () 4号 許可を取消された日から5年経過した者 (11条1項3号及び5号を除く)か () 5号 不法所持で検挙され罰金以上の刑に処せら れて、その刑の執行を終わり、又は受けるこ とがなくなって5年経過した者か () 5号の2 銃砲刀剣類等を使用して政令で定める ものに当たる罪を犯し罰金以上の刑に処せら れた者でその刑の執行を終わり又は受けるこ とがなくなって5年を経過した者か () 6号 「認定基準」に該当しない者か () 5条3項 同居の親族(内縁関係を含む)の中に欠 格事項該当者がいないか () 5条4項 保管義務違反、譲渡の制限違反をして罰 金以上の刑に処せられその刑の執行を終わり又は 執行を受けることがなくなって5年を経過した者 か () 5条の2 2項2号 銃砲刀剣類を使用して政令で 定める違反行為をした日から起算して10年を経 過した者か ()						

<p>申込書の作成及び確認</p>	<p>1 所定の申込書 2 部を作成（氏名にふりがなをつける） 2 記載事項の内容に誤りはないか 職業欄は、学校（大学は学部まで）会社名まで記入</p>
<p>受講日時、場所等の指導</p>	<p>1 月 日 9:20 ~ 16:00 本部 2 階会議室 2 自動車の駐車場はない</p>
<p>受理後の確認</p>	<p>1 申請者は（暴）関係者でないか（捜査係照会） 2 " は極左対象者等でないか（警備係照会）</p>

別記様式第13号(第31条関係)

年 月 日	
警察署長 殿	
届出人 住 所	
氏名 印	
銃 砲 発 見 届 出 書	
発見日時	年 月 日 午 前・後 時 頃
発見場所	
発見した物件	種類 数量
発見の 状 況	
処 理 結 果	確認者 氏 名 年 月 日 許可申請 任意提出した。 廃 棄

別記様式第14号(第34条関係)

第 号 年 月 日	
石川県警察本部長 殿	
警 察 署 長	
銃砲刀剣類所持等取締法違反検挙報告書	
違反者の本籍、住所、職業、氏名 生年月日	本 籍 住 所 年 月 日 生
検 挙 月 日 場 所	前 年 月 日 午 時 頃 後
所 持 許 可 登 録 の 有 無	
検 挙 者 官 職 氏 名	

違 反 事 実	
適用条文	
検 挙 後 の 措 置	
行政処分の 要 否	
参考事項	

別記様式第16号(第35条関係)

銃砲刀剣類等事業者台帳

表

受理年月日	年 月 日 第 号		
事業者の 区分			
届出 人	住所		
	氏名		
主たる事務 所の名称、 所在地			
事業場の名 称、所在地			
責 任 者	住所		
	氏名		
銃砲刀剣類 の種類及び 種類別月間 予定製造、 販売(制作) 数			
事業開始の 予定時期	年 月 日		
事業の廃止	年 月 日		
備 考			

使用人届出済証明書交付名簿

裏

届出済証明書交付状況				
交付年月日	番 号	本 籍、住 所	氏名、生年月日	備 考
写 真 ち ょ う 付 欄				
記 載 事 項 変 更 欄				
届出年月日				

別記様式第20号(第35条関係)

銃砲(刀剣類)所持許可台帳

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
本 籍			
住 所			
職 業 氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生		
銃 砲	種 類		銃 身 長
	型		特 徴
	番 号		法第4条第1項に規定する用途
	口 径		替 え 銃 身
	適合する実包又は空砲		主たる所持目的
種 類			刃 渡
	制 作 者 名 (銘)		特 徴
	法第4条第1項に規定する用途		主たる所持目的
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 者 印	
前 所 持 者	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日		
	許 可 証	年 月 日	第 号 公 安 委 員 会

検査年月日	摘 要	検査者印	検査年月日	摘 要	検査者印
申請・届出事項の処理記録欄					
申請・届出年月日		申請・届出の理由・内容			
行 政 処 分			司 法 処 分		
決定年月日	違反条項	処分結果	送致年月日	違反条項	結 果
譲 り 渡 し					
住 所					
氏 名					
許可証又は 譲渡年月日	年 月 日	交付 業務	用渡し	第 号	公 安 委 員 会

別記様式第17号(第35条関係)

獵銃等登録カード

索引	決裁	課長				点検者				作成担当者	月日	電計担当者	月日	さん孔さん担当者	月日	廃止担当者	月日	
業務別	[1 0]	事項別	[[]]	[5 1]	石川	都府	道県	[[]]									警察署	
用途別	[[]]	許可証番号	第 [[]]														号	
許可番号	第 [[]]																号	
獵銃等	銃種別	散弾	散弾	散弾	散弾	ライフル	ライフル	ライフル	空気銃	空気銃	空気銃							
		単発	自動	上二下連	水二平連	小口径	大口径	その他	みかり	ホフ	圧縮入							
		01	02	03	04	11	12	13	21	22	23							
		銃番号	第 [[]]					号	口径	[[]]	ミリ	銃身長	[[]]				ミリ	
所持者	氏名	[[]] [[]]														性別		
																男	女	
		[[]] [[]]														1	2	
	生年月日	西曆	明治	大正	昭和													年 [[]] 月 [[]] 日 [[]]
		0	1	2	3													
	登録事由発生日	昭和 [[]] 年 [[]] 月 [[]] 日 [[]]																
	有効期限	[[]] 年 [[]] 月 [[]] 日 [[]]																
氏名	氏名	[[]] [[]]														性別		
																男	女	
		[[]] [[]]														1	2	
変更	生年月日	西曆	明治	大正	昭和													年 [[]] 月 [[]] 日 [[]]
		0	1	2	3													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

更 新 関 係	許可番号	年月日	備考	電子計算		獵	商品名							
				月日	担当者		銃の全長	センチメートル			適合実(空)包			
							型 式	獵銃		空気銃		弾倉		
								<ul style="list-style-type: none"> ・単身自動式 ・単身ボルト式 ・単身元折式 ・上下二連元折式 ・その他 ()		<ul style="list-style-type: none"> ・レバースプリング式 ・ポンプ式 ・圧縮ガス式 ・その他 ()		<ul style="list-style-type: none"> ・箱型 (着脱式又は固定式) ・チューブ式 ・回転式 ・その他 ()		
							充てん可能弾数							
							替 銃 身	口径	番		ミリ	特 徴		
								銃身長			ミリ			
特 記 事 項						銃 等	処 讓	年 月 日			年 月 日			
								引 き 渡 し 先	氏 名					
							住 所							
							許可公安委員会		公安委員会					
							許 可 番 号		第 号					
							電 計 処 理		月 日		担当者			
							廃 棄	年 月 日		電 計 処 理				
		月 日		担当者										

別記様式第18号(第35条関係)

猟銃等所持者カード

索引		課長						作成	月日	廃止	月日	
								決裁	担当	担当		
所持者	本籍											
	住所											
	職業											
	氏名								性別	男・女		
	生年月日	年 月 日生(歳)										
関係証明書等		現に交付を受けている 猟銃・空気銃所持許可証	講習終了証明書	技能検定合格証明書	教習修了証明書							
	交付年月日											
	番号											
	交付者											
再交付関係	年月日	再 交 付 理 由							写 真			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

所 持 状 況	銃 種								
	許 可 年 月 日								
	確 認 年 月 日								
	許 可 番 号								
	許 可 証 番 号								
	銃 番 号								
	用 途 目 的								
検 査 関 係	年 月 日	指 摘 事 項	担当 者	記 載 事 項 変 更 関 係					
				許 可 番 号	年 月 日	変 更 内 容	電 計 処 理		
							月 日	担当 者	

別記様式第 2 2 号 (第 3 5 条関係)

刀 劍 類 等 登 録 台 帳

No. _____

住所						氏名		
登 録 年 月 日	登 録 記 号 番 号	種 別	長 さ	銘 文	異 動 年 月 日	異 動 事 項		
年	石川							
月 日	第 号							
年	石川							
月 日	第 号							
年	石川							
月 日	第 号							
年	石川							
月 日	第 号							
年	石川							
月 日	第 号							